

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法は、従来の支援費制度の対象外となっていた精神障害者を対象とし、身体、知的、精神の 3 障害にかかる制度を一元化しました。また、実施主体を住民に一番身近な市町村とし、「地域生活支援」や「就労支援」のための事業が創設されるなど、障害のある人が地域で暮らせることを狙いとしたサービス体系に再編されるとともに、市町村は障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

本市では、平成 19 年 3 月に障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく障害者施策の基本的な計画となる「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法第 88 条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保について定める「市町村障害福祉計画（第 1 期障害福祉計画）」を「東広島市障害者計画・障害福祉計画」として一体的に策定しました。

障害福祉計画は、目標年度を平成 23 年度とし、第 1 期障害福祉計画(平成 19 年度～平成 20 年度)を見直して、第 2 期障害福祉計画(平成 21 年度～平成 23 年度)を策定することとなっています。

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「国の基本指針」という)」では、第 1 期障害福祉計画の策定に際して基本指針において示した数値目標の考え方は基本的には変更しないとし、新たに「障害保健福祉圏域単位を標準としたサービス基盤整備の促進等に関する規定の追加」、「障害者の地域生活への移行の一層の促進に関する規定の追加」、「一般就労への移行支援の強化」、「相談支援体制の充

実・強化」を盛り込むこととされました。

障害者自立支援法第 88 条に基づく「第 1 期障害福祉計画」を見直し、障害者基本法および障害者自立支援法に基づき、本市としてよりいっそう障害者福祉施策を充実させるために、「第 2 期東広島市障害福祉計画」(以下、「本計画」)を策定します。

2 計画の位置づけ

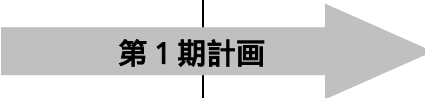
本計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保について定める計画です。

また、障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく「東広島市障害者計画」の基本理念である「地域共生のまちづくり～このまちで私らしく生きるために～」や基本方針等を踏襲した計画です。

本計画の策定にあたっては、国の基本指針に則するとともに、広島県障害福祉計画と整合・調整を図っています。

3 計画の期間

本計画は、平成 23 年度末における目標値を設定し、平成 19 年度から平成 20 年度までを計画期間とした第 1 期計画の見直しを行い、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間を計画期間とします。

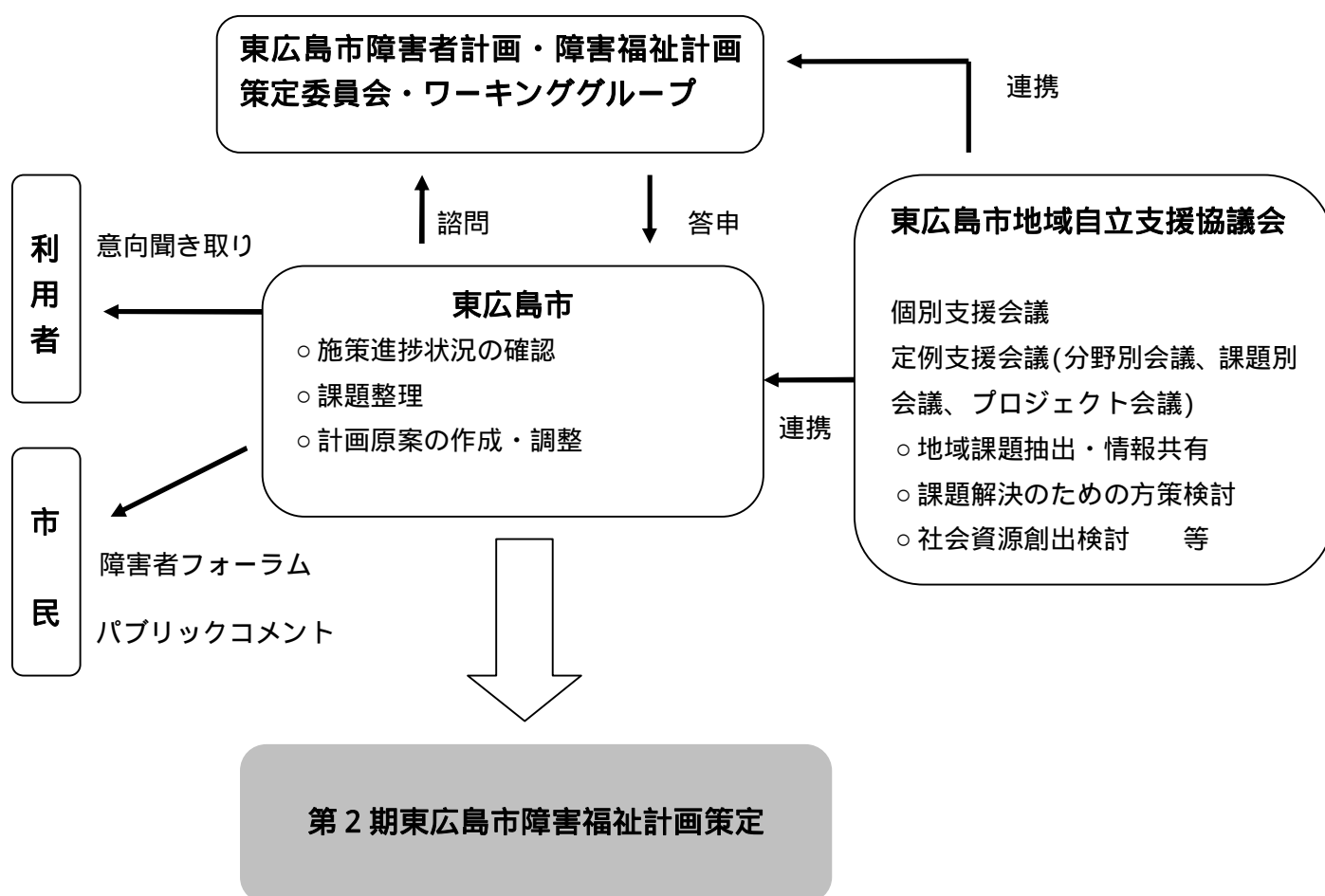
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
 第 1 期計画				新体系サービス 移行完了
		 第 2 期計画		

4 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

本計画は、東広島市地域自立支援協議会における協議等を通じて、障害のある人のニーズや地域課題を抽出するとともに、障害福祉サービスの利用状況の把握やサービス利用意向等の聴き取りを行い、素案を検討・作成しました。

また、これを受け、東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会及び策定ワーキンググループ会議において、検討・審議しました。



(2)市民の意見反映

サービス見込み量把握に関する聞き取り

市内の在宅障害者・障害児、本市が支給決定を行い、施設に入所している障害者、市内の精神科病院に入院している障害者及び特別支援学校高等部に通う市内の障害児を対象に、サービス利用意向について聞き取りを行いました。

ア 聞き取り方法

○市内の在宅の障害者

平成 20 年 7 月利用実績を基に、障害程度区分別、利用サービス別に 73 人を抽出し、社会福祉課職員が電話で訪問系サービス、日中活動系サービス及び居住系サービスについて聞き取りを行いました。

○市内の在宅の障害児

平成 20 年 7 月利用実績を基に、利用サービス別に 34 人を抽出し、社会福祉課職員が電話で訪問系及び日中活動系サービスについて聞き取りを行いました。

○本市が支給決定を行い、施設に入所している障害者

本市が支給決定を行っている施設入所者（45 施設、197 人）に、訪問系、日中活動系及び居住系サービスについて聞き取り票を郵送し、郵送により回収しました。

○市内の精神科病院に入院している障害者

市内の精神科病院（3 病院）に 1 年以上入院している患者のうち、何らかの支援があれば平成 23 年度までに東広島市に地域移行できる人を対象に、病院職員を通じて訪問系、日中活動系及び居住系サービスについて聞き取り票を配布し、郵送により回収しました。

○特別支援学校高等部に通う市内の障害児

手帳所持者のうち、特別支援学校に通う高等部障害児（40 人）を対象に、

日中活動系及び居住系サービスについて聞き取り票を郵送し、郵送により回収しました。

イ 聞き取りの期間

平成 20 年 10 月 14 日（火）～平成 20 年 11 月 11 日（火）

ウ 配布数・回答数・回答率

対象者	配布数	回答数	回答率
在宅障害者	73	73	100.0%
在宅障害児	34	34	100.0%
施設入所者	197	108	54.8%
病院入院者	25	25	100.0%
高等部障害児	40	18	45.0%
合計	369	258	69.9%

集計結果の概要については次のとおりです。

施設入所をしている回答者 108 人中 28 人（25.9％）が、施設からの地域移行希望がありました。地域移行希望時期については、1 年以内が 10 人、1 年～2 年以内が 4 人、2 年～3 年以内が 10 人、時期は分からないが 4 人でした。

病院からの地域移行希望者は 25 人で、移行希望時期については、1 年以内 12 人、1 年～2 年以内が 5 人、2 年～3 年以内が 8 人でした。

各サービスの利用意向がある回答者の割合は、次のとおりでした。

居宅介護	33.1%	就労継続支援	29.2%
行動援護	7.5%	自立訓練	12.5%
重度訪問介護	1.9%	福祉ホーム	2.1%
児童デイサービス	14.7%	グループホーム・ケアホーム	25.0%

短期入所	23.8%	日中一時支援	28.1%
生活介護	13.8%	地域活動支援センター	21.5%
就労移行支援	16.0%	移動支援	31.9%

障害者フォーラムの開催

地域の関係者及び市民に地域共生のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、障害福祉計画策定の目的を理解してもらうために、障害者フォーラム（講演、計画趣旨説明及びリレートーク）を開催し、アンケート形式による意見聴取を行いました。

実 施 日	平成 20 年 12 月 3 日	
実 施 場 所	サンスクエア東広島アザレアホール	
テ ー マ	つなげる、ひろがる、支援のわ	
プログラム	講演	講演者：加藤雅春さん・アンパーベン ドーリスさんご夫妻
	リレートーク	出演者：加藤雅春さん・アンパーベン ドーリスさんご夫妻、ホームヘルパー、お 話ボランティア、障害者相談支援センタ ー・相談支援コーディネーター
参 加 者 等	来場者数	約 120 名
	アンケート回収数	63 枚

1 パブリックコメントの実施

市のホームページでパブリックコメントを実施しました。

期間：平成 21 年 2 月 16 日～27 日（12 日間）